

# 環 境 方 針

## 1 基本理念

和歌山県は、温暖で山海の恵み豊かな紀伊半島に位置しており、こうした自然から多くの恩恵を受け、日本人のこころの癒しの地として豊かな歴史文化を育んできました。

しかし近年、物質的な豊かさを求め、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動や日常生活は、自然が本来持つ復元力を超え、地域にとどまらず地球規模の様々な環境問題を顕在化させてきました。

私たちのふるさと和歌山、さらには地球全体の恵み豊かな自然環境を守り、育て、そして次世代へ引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境との関わりを深く認識し、環境保全・改善に向けた取組を進めていかなければなりません。

県では、平成9年に制定した和歌山県環境基本条例の理念に則り、環境の保全と改善に向けた県民や事業者の取組を促進するため、環境関連施策を積極的に実施するとともに、大規模な事業者・消費者であるとの認識に立ち、自らの活動や事業が与える環境への負荷を少しでも低減できるよう取り組んでいます。

こうした取組をさらに前進させるため、環境マネジメントシステムの運用をもとに、職員一人ひとりの力を結集し、環境にやさしい行政運営に努めてまいります。

また、県民の皆様や事業者、さらには市町村と相互に連携、協力しながら人と地域と世代をつなぎ、「環境の時代」の創造に向けて積極的に施策を進めてまいります。

## 2 基本方針

県は、基本理念をもとに、次の環境保全・改善の取組を推進します。特に重点的に推進する事項については、技術的・経済的に可能な範囲で環境目的・目標を設定し、定期的に見直しを行い、継続的な改善を図ります。またその達成状況については、県のホームページ等を通じて広く公表します。

- (1) 「第4次和歌山県環境基本計画」に掲げる目標の達成に向け、取組を推進します。
- (2) オフィス活動や一般事務事業に伴い生じる環境負荷の低減を図ります。
- (3) 公共工事の施工に伴って生じる環境負荷の低減を図ります。

環境に関する法令等を順守することはもとより、環境汚染の予防に努めます。

この環境方針を全職員に周知徹底するとともに、広く公表します。

平成28年 4月 1日

和歌山県環境管理総括者  
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸